

区長報告第二十九号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、損害賠償額の決定を令和四年十一月十一日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

令和四年十一月二十四日

港区長 武井雅昭

記

- |   |       |                   |
|---|-------|-------------------|
| 一 | 件名    | 庁有車による物損事故に係る損害賠償 |
| 二 | 損害賠償額 | 七万四百円             |